

第5号議案 労働保険事務組合事務処理規約一部改正の件

労働保険事務組合事務処理規約の一部を次の通り改正する。

1. 改正理由

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の様式番号変更に伴う改正

2. 改正条項

改正後	改正前
(被保険者の異動等に関する報告) 第8条 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第18号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。	(被保険者の異動等に関する報告) 第8条 3 本事務組合が第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿（徴収則様式第20号）」（以下「事務等処理簿」という。）に所定の事項を記載するものとする。

3. 施行期日 令和6年6月6日